

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会へ提出 ～私的年金関連～

対象	DB	厚年基金	DC	退職金	その他
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準

ポイント

- ▶ 3月3日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律※」が国会に提出されました。
- ▶ 本法案には、社会保障審議会企業年金・個人年金部会にて提示されたDB・DC年金関連の改正項目のうち、法改正が必要な内容が含まれます。
- ▶ その他の改正項目は、今後、政省令等により整備される見込みです。

※ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案

DB・DC年金関連改正の主な内容

赤字＝本法案記載事項

大分類	中分類	対象制度		
		DB	企業型DC	iDeCo
拠出時・給付時の仕組み	加入可能要件の見直し(企業型DC、iDeCo)		○	○
	受給開始時期等の選択肢拡大(DB、DC)	○	○	○
制度の普及等に向けた改善	中小企業向け制度の対象範囲の拡大等		○	○
	加入者資格等	○	○	
	企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和		○	○
	iDeCoに係るその他の改善 (iDeCo加入申込み等のオンライン化等)		○	○
	DCにおける中途引出しの改善		○	○
	制度間のポータビリティの改善	○	○	○
	その他のDCの手続き面の改善 (企業型DCの規約変更の簡素化、 事業主による業務報告、事業主による 従業員の資格の確認等)		○	○
	DBの各種手続き (リスク対応掛金に係る規約変更、給付額 改定等)	○ ○		
ガバナンスの確保等	ガバナンスの確保(DB、企業型DC、iDeCo)	○	○	○
その他	いわゆる選択型DC・選択制DC		○	

1. DB・DC共通改正項目

項目	改正概要
受給開始時期の 選択肢の拡大	(DB法第36条)【変更】 ・DBは、受給開始時期の設定可能な範囲を、現行の「60歳以上65歳以下」から「60歳以上70歳以下」の規約で定める年齢に達したときに拡大 【施行日】 公布日
	(DC法第34条)【変更】 ・企業型DC・iDeCoとも、受給開始時期の上限を「70歳」から「75歳」まで引き上げる 【施行日】 2022年4月1日
制度間のポータビリティの改善	(DB法第82条の四)【新設】 ・終了したDBからiDeCoへの移換を可能とする 【施行日】 2022年5月1日
	(DC法第54条の五)【新設】 ・企業型DCから企業年金連合会の通算企業年金への移換を可能とする

2. DC改正項目

項目	改正概要
加入可能要件の 見直し	(第9条)【変更】 ・企業型DCは、年齢要件と同一事業所継続使用要件を撤廃し、厚生年金被保険者であれば加入者とする ・ただし、企業年金規約で一定の資格を定めた場合における当該資格を有しない者は、企業年金加入者とし 【施行日】 2022年5月1日
	(第62条)【変更】 ・iDeCoは、年齢要件を撤廃し国民年金被保険者であれば加入可能とする（これにより例えば60歳以上の国民年金第2号被保険者等もiDeCoに加入可能となる）
中小企業向け 制度の対象範囲 の拡大	(第3条、第55条)【変更】 ・簡易型DCおよび中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)の実施可能な企業規模を、現状の従業員100人以下から300人以下に拡大する 【施行日】 公布から6月以内
企業型DC加入者 のiDeCo加入の 要件緩和	(第62条)【変更】 ・規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても、全体の限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCoに加入できるようにする ・企業型DC規約に加入者マッチングの定めがある場合、マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択できるようにする 【施行日】 2022年10月1日

2. DC改正項目(続き)

項目	改正概要
中途引き出しの改善	<p>(附則第2条の2、第3条)【変更】 【施行日】 2022年5月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国籍人材が帰国する等の際には、公的年金と同様、通算の掛金拠出期間が短いこと等の要件を満たせば、脱退一時金を受給できるようにする <p style="text-align: right;">【施行日】 2021年4月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通算拠出期間は、現在の「3年以下」要件を「政令で定める期間内※」に変更 ※公的年金の改正との平仄をとり、「5年」となる見込み
手続き面の改善 (企業型DCの規約 変更手続の簡素化)	<p>(第6条)【変更】 【施行日】 公布から6月以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金規約の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、資産管理機関の名称、住所地、省令で定める事項はこの限りではない
iDeCoのガバナンス 確保	<p>(第73条)【変更】 【施行日】 公布日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・iDeCoの継続投資教育について、企業年金連合会も委託を受けられるようにすることで、企業年金連合会が実施するセミナー等にiDeCo加入者が参加できるようにするなど、両連合会の連携を強化する

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。